

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案
に関する意見募集の結果について

令和5年7月7日
厚生労働省
職業安定局障害者雇用対策課

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、令和5年2月24日（金）から同年3月25日（土）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	良し悪しが見えないので実施した上での意見出しが必要であり、3年程度を基準として再調整の機会を先に設けておくことを提案します。	今般の調整金等の支給額、調整対象となる支給人数については、直近の障害者雇用やそれに要する費用の実態、納付金財政の状況等を踏まえて設定したものです。 なお、調整金や報奨金の額等については、これまで障害者雇用率の見直しとあわせて、必要に応じた見直し等を行ってきており、こうしたタイミング等において必要に応じ見直しを行っていく予定です。